様　式　7

大阪市立大学法科大学院年次報告書

【平成30年度評価実施】

令和元年6月

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻

1. 法科大学院の概要

（１）設置者

	機構使用欄
公立大学法人大阪	

（２）教育上の基本組織

		機構使用欄
大学・研究科・専攻名	大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻	
開 設 年 度	平成16年度	

（３）所在地

	機構使用欄
大阪府大阪市	

（注） 法科大学院（研究科・専攻）の所在地とし、都道府県、市町村名まで記入してください。（東京特別区の場合は区名まで記入してください。）

（４）教育の理念及び目標、養成しようとする法曹像、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー

		機構使用欄
教育の理念及び目標、養成しようとする法曹像	【教育の理念・目的】 　本法科大学院は、大都市大阪市の市域に設置される唯一の法科大学院として、大都市であるがゆえに発生する様々な法的問題に即応できる高度な法的能力を備えた、真のプロフェッションとしての法曹の養成を目指す。真のプロフェッションと呼びうるためには、まず第１に、新たな法的問題に果敢にチャレンジする精神と、法曹実務の世界においてリーダーシップを発揮し、法実務の発展を担っていこうとする意欲とを有していなければならない。第２に、実定法の技術的な解釈に終始することなく、基礎法科目や外国法科目、隣接科目、展開・先端科目などについての深い学識に基づいて、現にある法を相対化し、批判的に検討することのできる高度の能力を備えていなければならない。そして第３に、人間という存在への深い関心と紛争当事者の苦悩を真摯に受け止めることのできる豊かな人間性を備え、そのうえで、法曹としての社会的責任を十分に自覚し、公益的業務に積極的に取り組む意欲を有していなければならない。本法科大学院は、大都市という環境の中で、こうした意味での真のプロフェッションとしての法曹の養成を目指す。 【養成しようとする法曹像】 　大都市において発生する法的問題は、大都市を主たる活動拠点とする企業の経済活動にかかわる問題、様々な社会的弱者を含む、大都市に住まう市民の日常生活にかかわる問題、そして、大都市が経済および社会のグローバル化の最先端に位置することに伴う国際的な問題に大別される。本法科大学院は、上記の理念および目的を踏まえたうえで、これら３つの法的問題領域を念頭に置き、以下のような３つのタイプの高度の専門性を備えた法曹の養成を目指す。 　第１は、複雑化し、かつ、多面化する企業の法的ニーズに十全に応えるとともに、その企業活動が法の枠を超えることのないような的確なアドバイスを提供することのできる、取引法、財産法、金融法、民事手続法、経済法、知的財産法等の諸分野についての深い造詣を有する法曹である。第２は、日本国憲法の人権擁護の精神を十分に内面化したうえで、市民の日常生活に深くかかわる取引法、財産法、金融法、家族法、民事手続法、刑事法、労働法等の諸分野に精通し、なおかつ、社会的弱者への深い理解と共感をもって、頼りがいのある法的アドバイザーとして依頼者に接するとともに、民事法律扶助事件、国選弁護事件、消費者被害の救済、外国人労働者の権利保護等の様々な分野で、公益的活動に積極的に取り組む法曹である。第３は、経済および社会のグローバル化の進展に伴って多発している国際取引にかかわる紛争や外国人を当事者とする紛争に的確に対応することのできる、国際取引法、国際私法、国際人権法、外国法などについての深い造詣を有する法曹である。	

ディプロマ・ポリシー	【学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）】 法学研究科は、所定の単位修得により、以下のような能力等の基準（ディプロマポリシー）を満たした法曹養成専攻の学生に、法務博士（専門職）の学位を授与する。 (1) 全ての法曹に不可欠な現行法についての十分な知識と考え方を確実に身につけていること (2) 現代社会に発生する新たな法的問題に適切に対応する専門的能力を身につけていること (3) 現行法を固定的で万能なものと見ることなく、法の発展に寄与することのできる「善き法律家」たりうる能力を身につけていること (4) 人間という存在への深い関心と紛争当事者の苦悩を真摯に受け止めることのできる豊かな人間性を備え、そのうえで、法曹としての社会的責任を十分に自覚し、公益的業務に積極的に取り組む意欲を持つ「市民のための」「善き隣人」としての「善き法律家」たりうる能力を身につけていること	
カリキュラム・ポリシー	【教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）】 (1) 全ての法曹に不可欠な現行法の十分な知識と考え方を確実に身につけるため、法律基本科目に属するほとんどの科目を必修科目とする。 (2) 現代社会に発生する新たな法的問題に適切に対応する専門的能力を身につけるため、展開・先端科目に属する多数かつ多様な科目を選択必修科目とする。 (3) 現行法を相対化し、批判的に検討することのできる能力を高めるため、基礎法科目や外国法科目を選択必修科目として充実させ、履修を推奨する。 (4) 市民のための法律家たりうる能力を身につけるべく、市民の日常生活の中で生じる生の紛争と紛争当事者にじかに接する機会を提供するため、エクスターンシップ等の法律実務基礎科目を必修科目または選択必修科目とする。	

（注） 各法科大学院が公表しているものを記入してください。

2. 教員組織

（１）教員数

分類				所属	教授	准教授	講師	助教	計 うち、法曹としての実務の経験を有する者	計	機構使用欄
専任教員	専属専任教員	研究者・専任教員	研・専	法科大学院	9	1				10	
		実務家・専任教員	実・専	法科大学院	1				1	1	
		実務家・みなし専任教員	実・み	法科大学院	2				2	2	
	兼務研究者・専任教員		専・他	学士課程							
				修士課程							
				博士前期課程							
				博士後期課程							
				専門職学位課程							
	兼務実務家・専任教員		専・他	学士課程							
				修士課程							
				博士前期課程							
				博士後期課程							
				専門職学位課程							
兼担教員（学内の他学部等の教員）			兼担		10					10	
兼任教員（他の大学等の教員等）			兼任		29					29	
合計					51	1			3	52	

（注）１.　本文書作成年度の５月１日現在で記入してください。

２.　「専任教員」欄の「実・み」については実務家みなし専任教員（年間４単位以上の授業を担当し、かつ、法科大学院のカリキュラム編成等の運営に責任を有する者）数、「専・他」については法科大学院の専任ではあるが、他の学部・大学院の専任教員数を記入してください。

（２）科目別の専任教員数

法律基本科目							法律実務基礎科目	基礎法学・隣接科目	展開・先端科目	機構使用欄
憲法	行政法	民法	商法	民事訴訟法	刑法	刑事訴訟法				
1	1	2	2	1	2	1	2	1	4	

（注）１.　本文書作成年度の５月１日現在で記入してください。

２.　科目別に延べ人数で記入してください。

３. 教育課程及び教育方法

（１）開設する授業科目数・単位数及び修了に必要な修得単位数

区分		開設授業科目								修了に必要な修得単位数		
		必修科目		選択必修科目		選択科目		合計				
		科目数	単位数	科目数	単位数	科目数	単位数	科目数	単位数	単位数	備考	機構使用欄
法律基本科目	公法系科目	5	11			2	4	7	15	11単位	・基準２－１－５のただし書に該当する単位数は３単位 ・修了に必要な単位数は左記以外で10単位（ただし法律基本科目以外の科目を２単位以上含まなければならない）	
	民事系科目	13	34			5	10	18	44	34単位		
	刑事系科目	6	12			2	4	8	16	12単位		
法律実務基礎科目		4	8	6	12			10	20	12単位		
基礎法学・隣接科目				6	12			6	12	４単位		
展開・先端科目				28	56			28	56	14単位		
合計		28	65	40	80	9	18	77	163	97単位		

（注）１．　本文書作成年度に入学した学生に適用されるカリキュラムについて記入してください。「開設授業科目」欄には当該年度に開講されていない授業科目（不開講、隔年開講等）も含めてください。
２．　当機構の定める法科大学院評価基準上の科目区分で記入してください。
３．　法律基本科目において、公法系、民事系、刑事系の3つの科目に区分できない授業科目については、法律基本科目の欄に「その他」を設けて記入してください。
４．　「修了に必要な修得単位数」欄の単位数のうち「合計」欄に記載されるものは、修了要件単位数になります。
５．　「修了に必要な修得単位数」欄の右欄には、基準２－１－５のただし書に該当する単位数及び複数の科目区分から修得する修了に必要な修得単位数を記入してください。

（２）開設する法律実務基礎科目

区　　分	開　設　授　業　科　目			修了に必要な修得単位数	備考	機構使用欄
	授業科目名	単位数	必修・選択等			
法曹倫理	法曹倫理	２単位	必修	２単位	法情報調査については、入学時のガイダンスにおいて指導を行っている。また、複数の法律基本科目においても指導を行っている。	
民事訴訟実務の基礎	民事訴訟実務の基礎	２単位	必修	２単位		
刑事訴訟実務の基礎	刑事訴訟実務の基礎	２単位	必修	２単位		
法情報調査	不開設	—	—	—		
法文書作成	法文書作成	２単位	必修	２単位		
模擬裁判	民事模擬裁判・刑事模擬裁判	各２単位	選択必修	４単位		
ローヤリング	弁護実務基礎論	２単位	選択必修			
クリニック	中小企業向け法律相談	２単位	選択必修			
エクスターンシップ	エクスターンシップ	２単位	選択必修			
公法系訴訟実務の基礎	公法系訴訟実務の基礎	２単位	選択必修			
その他						

（注）１．　本文書作成年度に入学した学生に適用されるカリキュラムについて記入してください。「開設授業科目」欄には当該年度に開講されていない授業科目（不開講、隔年開講等）も含めてください。

２．　開設していない区分については、「授業科目名」欄に「不開設」と記入し、「単位数」欄、「必修・選択等」欄及び「修了に必要な修得単位数」欄に「－」を記入してください。

３．　法情報調査及び法文書作成については、当該教育内容を授業科目ではなく、ガイダンス等の方法で指導を行っている場合は、その旨を「備考」欄に記入してください。

４．　「その他」欄には、上記区分に該当しない授業科目を、適宜行を追加して記入してください。

※（１）又は（２）において、前年度に入学した学生に適用されるカリキュラムと比較して、変更がある場合は、変更内容を以下の枠に記入してください。

区　　分	令和元年度	平成30年度	変更内容	機構使用欄
法律基本科目				
法律実務 基礎科目				
基礎法学・ 隣接科目				
展開・先端科目				

（注）１．　当機構の定める法科大学院評価基準上の科目区分で記入してください。
　　　２．　「令和〇年度」欄及び「（〇－１）年度」欄には、変更のあった授業科目名、必修・選択の別、単位数を記入してください。
　　　３．　「変更内容」欄には、新規開設、統合、廃止、名称変更、単位数の変更や必修・選択の別の変更、その他変更のあった内容を記入してください。

（３）授業時間等の設定

区　分	講義	演習	実習	その他	機構使用欄
１単位当たりの授業時間	15	15	45	講義と実習を組み合わせた授業科目については、20時間を１単位当たりの授業時間としている。	
１年間の授業期間	前期：４月３日～８月９日 後期：10月１日～12月24日、１月６日～２月14日				
各授業科目の授業回数（単位） （集中講義は除く）	15回（２単位）、30回（４単位）				

（注）１.　各欄については、本文書作成年度の5月1日現在で、法科大学院として定めている一般的な方針を記入してください。
　　　２.　「その他」欄には、複数の授業形態を組み合わせている授業科目の授業形態の種類及び1単位当たりの授業時間を記入してください。

（４）履修登録単位数の上限

区　分	単位数	備　　考	機構使用欄
１年次	39	・１つの学期で22単位 ・１年次について、基準３－３－１（１）アに該当する措置がとられている。すなわち、平成29年度入学者より、法律基本科目のうち、「人権の基礎理論」を２単位から３単位に変更し、「民法Ⅰ」（４単位)を「民法ⅠA」（４単位)及び「民法ⅠB」（２単位)に科目分割した。その結果、１年次配当の法律基本科目が全体で３単位増加した。 ・進級が認められた場合の再履修科目は年間４単位を限度として、また、法学既修者の認定において履修規程第24条第５項に基づき単位を修得したものとみなされなかった授業科目については、年間６単位を限度として、左記上限を超えて履修することができる。 ・「エクスターンシップ」の単位は、履修登録可能な単位には参入しない。 ・いずれの年次においても、登録可能な単位数は44単位を超えることができない。	
２年次	36		
３年次 （最終年次）	38		

（注）１.　長期履修については、適宜行を追加して記入してください。
　　　２.　基準３－３－１(1)ア又はイに該当する措置がとられている場合には、その旨を「備考」欄に記入してください。また、アに該当する措置がとられている場合には、対応する授業科目名及び単位数を「備考」欄に記入してください。

4. 成績評価及び課程の修了

（１）成績評価の基準

<table>
<tr><th>区　分</th><th colspan="5">内　　容</th><th>備　考</th><th>機構使用欄</th></tr>
<tr><td rowspan="5">成績のランク分け
及び各ランクの分布
の在り方</td><td>AA</td><td>100 点</td><td>～</td><td>90 点</td><td>絶対評価。相対評価で行う場合には、C以上の者のうち10%以内</td><td rowspan="5">絶対評価と相対評価は、科目担当者が選択してシラバスに記載する。相対評価で行う場合の左記の各ランクの分布の在り方は、受講者が５名以下の場合は、適用されない。
成績評価基準については、便覧にて、学生へ周知している（本専攻ウェブサイトにも同内容を掲載）。</td><td rowspan="6"></td></tr>
<tr><td>A</td><td>89 点</td><td>～</td><td>80 点</td><td>絶対評価。相対評価で行う場合には、C以上の者のうち30%以内</td></tr>
<tr><td>B</td><td>79 点</td><td>～</td><td>70 点</td><td>絶対評価。相対評価で行う場合には、C以上の者のうち80%以内</td></tr>
<tr><td>C</td><td>69 点</td><td>～</td><td>60 点</td><td></td></tr>
<tr><td>F</td><td>59 点</td><td>～</td><td>0 点</td><td></td></tr>
<tr><td>成績評価における
考慮要素</td><td colspan="5">成績評価は、原則として、期末試験だけでなく複数の要素（講義における質問や議論への参加状況、レポート、小テストなど）を考慮して行う。
なお、実授業時間数（期末試験を除く）の４分の３以上出席していない学生には、当該科目の単位を与えないものとしている。</td><td>シラバス（本専攻ウェブサイトにも掲載）にて、学生へ周知している</td></tr>
</table>

（注）１.　各欄については、本文書作成年度の５月１日現在で、法科大学院として定めている一般的な方針を記入してください。
　　　２.　規則等で例外等を定めている場合は、その旨を「備考」欄に記入してください。

（２）成績評価の基準にしたがった成績評価が行われるための措置等

区　分	具体的措置	機構使用欄
成績評価についての説明を希望する学生への説明の機会の設定	不合格者に対して成績疑義申立制度を設けている。 それ以外の場合については、教員と直接又は事務室を通して日程調整を行い、個別に対応を行っている。	
教員間における各授業科目の成績評価に関するデータの共有	全開講科目の成績評価に関するデータについて、専攻会議及び教授会の資料として、教員間でデータを共有している。また、非常勤講師である兼任教員については、別途、データについて共有する措置を講じている。 その上で、成績評価が行われた次の学期のFD集会で、全開講科目の成績評価に関するデータをもとに、各教員の前学期における成績評価の結果について相互に確認し、問題点を検討することとしている。	

（注）上記2区分以外に成績評価の基準にしたがった成績評価が行われるための措置がとられている場合には、適宜行を追加して記入してください。

（３）成績評価の結果に係る必要な関連情報の告知方法

区　分	具体的措置	機構使用欄
成績評価の基準（採点のポイント等）	過去３年分の成績評価の基準を、閲覧・謄写できるようにしている。	
成績分布データ	成績確定後に成績分布データを掲示している。	

（注）上記2区分以外に成績評価結果とともに学生に告知される必要な関連情報があれば、適宜行を追加して記入してください。

（４）期末試験（本試験）・再試験・追試験

①制度の有無及び受験資格

区分	制度の有無	受験資格	備考	機構使用欄
期末試験（本試験）		〔履修規程〕 第10条（略） 2　前項の履修登録がない科目（本人の誤認の場合も含む）は、試験を受けることができず単位を修得することができない。		
再試験	無			

追試験	有	〔履修規程〕 第18条　試験の際、事情により、試験を受験できなかった者に対し、以下の(1)、(2)の条件を満たす場合追試験の受験を認める。ただし、追試験に対する追試験は、認めない。 (1)　病気（学校保健安全法施行規則第18条に定められた感染症に罹患し、又は罹患している疑いがあるために、平成27年9月28日付学長達第1号に基づき指示された出席の停止を含む。）、親族の死亡（2親等以内の親族又は同居の親族に限る。）、その他やむを得ない理由により、所定の試験日に受験不能となったとき。 (2)　追試験の受験を志望する科目の試験終了後、原則として1週間以内（当該科目試験日の翌週の同曜日までとし、その日が休日にあたるときはその翌日までとする。ただし、書類提出の期日が別途指定された場合は、その指定された期日内に提出しなければならない。）に、次の書類等を添付した追試験願の提出があったとき。 ア 病気のときは、医師の診断書または本学指定の様式による罹患証明書 イ 親族の死亡のときは、死亡の事実が記載された住民票記載事項証明書等 ウ 交通機関の事故のときは、遅延証明書（駅構内で受領したものに限る。） エ 裁判員（裁判員候補者を含む。）就任に伴う裁判への参加のときは、裁判所からの呼出状等 オ　その他やむを得ない理由のときは、その事実を証明できるもの 2 追試験受験志願者の受験資格については、専攻会議で判定する。		

（注） 1.　再試験、追試験の制度がある場合は「制度の有無」欄に「有」、制度がない場合は「無」と記入してください。

2.　「受験資格」欄は規則、学生便覧の記載をそのまま記入してください。

3.　再試験又は追試験において、成績評価基準等について期末試験（本試験）と異なる取扱いを定めている場合は、その旨を「備考」欄に記入してください。

4.　期末試験において筆記試験を実施しない場合には、筆記試験を実施せずに成績評価を行うことが授業科目の性質に照らして適切であるとする理由を備考欄に記入してください。

②実施方法における配慮等

具体的措置	機構使用欄
本試験の実施については、授業が終了した日から３日以上を置いた後に試験を実施するものとして、必要な試験準備期間が確保できるように配慮している。	

（注） 本文書作成年度の5月1日現在で、法科大学院として定めている一般的な方針を記入してください。

（５）修了要件

		機構使用欄
標準修業年限 （長期履修）	３年 （　年）	
単位数	97単位	
GPA※	無	
修了試験	無	

（注） 1.　GPAを修了要件としている場合は、「GPA」欄に具体的内容を記入し、修了要件としていない場合は、「無」と記入してください。
2.　修了試験制度がある場合は「修了試験」欄に具体的内容を記入し、制度がない場合は「無」と記入してください。

※（５）においてＧＰＡ制度を設けている場合は、ＧＰＡの計算方法について以下の枠に簡潔に記入してください。

計算方法：	機構使用欄

（６）修了要件単位数に占める法律基本科目以外の単位数

区　分		法律基本科目の単位数	法律基本科目以外の単位数	修了要件単位数	備　　考	機構使用欄
単位数	法学未修者	57～65	32～40	97		
	法学既修者	24～32	32～40	64		

（注）「法律基本科目の単位数」､「法律基本科目以外の単位数」（修了要件単位数に占める法律基本科目以外の単位数）及び「修了要件単位数」欄については、修了に必要な単位数を記入してください。

（７）入学後の修得単位、入学前の修得単位、法学既修者認定単位、十分な実務経験を有する者の取扱いの取扱い

区　分	取扱い	機構使用欄
入学後の修得単位	〔履修規程〕 第22条 学生が他の大学院において履修した授業科目について、本専攻の教育上有益と認められる場合には、33単位を超えない範囲で、本専攻における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる。	
入学前の修得単位	〔履修規程〕 第21条 学生が本専攻入学前に、他の大学院で修得した単位は、本専攻の教育上有益と認められる場合には、33単位を超えない範囲で、本専攻における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる。	
法学既修者認定単位	〔履修規程〕 第24条 本専攻において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（法学既修者）に関しては、次項で定める33単位を修得したものとみなす。ただし、第5項の場合には、27単位、29単位又は31単位を修得したものとみなす。 2　前項本文の場合には、法学既修者と認められた者は、人権の基礎理論、統治の基本構造、民法ⅠA（民事取引法の基礎①A）、民法ⅠB（民事取引法の基礎①B）、民法Ⅱ（民事取引法の基礎②）、民法Ⅲ（法定債権関係の基礎）、商法（企業組織法）、民事訴訟法Ⅰ（判決手続の基礎）、刑法ⅠA（刑法総論）、刑法ⅠB（刑法総論）、刑法Ⅱ（刑法各論）、刑事訴訟法の単位は既に修得したものとみなす。 3　（略） 4　法学既修者の判定は、入学者選抜試験の結果をふまえて、専攻会議で行う。 5　前項の判定において、法学既修者と認定する場合であっても、商法（企業組織法）、民事訴訟法Ⅰ（判決手続の基礎）又は刑事訴訟法のうち1又は2科目については修得したものとみなさないことができる。 6　法学既修者に関しては、第21条から第23条までの規定を適用しない。	
十分な実務経験を有する者の取扱い	〔履修規程〕 第9条の4　入学時に既に十分な実務経験を有する者であって、本専攻において実務経験等を評価した上で適当と認められる場合には、展開・先端科目から修得すべき単位に代えて法律基本科目の履修を認め、これによる単位数を展開・先端科目の単位数に算入することができる（算入することのできる単位数は4単位を上限とする。）。 2　前項の認定は、専攻会議で行う。	

（注）「取扱い」欄には、規則等に定められている内容を記入してください。

（８）法学既修者の認定

		機構使用欄
法律科目試験の対象分野	憲法、民法、刑法、刑事訴訟法、商法（会社法、商法総則）、民事訴訟法	
履修免除対象	法学未修者１年次に配当される必修の法律基本科目すべての単位 ただし、商法、民事訴訟法、又は刑事訴訟法の試験成績が本研究科の定める基準点に達しない場合には、当該試験科目に対応する科目は免除対象とならない。	
履修免除単位数	33単位 ただし、免除対象とならない科目がある場合は、当該対象科目に応じて27単位、29単位又は31単位。	
出題及び採点において、公平を保つことができるような措置	出身者に対する優先枠を設けるなどの優遇措置が講じられていない。出題においては、学部期末試験の過去問との重複を避ける配慮をしている。また、入学者選抜における選考方法、過去の入学者の主な出身大学及び試験問題等が公表されている。法律科目試験では、匿名化して採点している。	
他の機関が実施する法律科目試験結果の取扱い	他の機関が実施する法律科目試験結果は考慮していない。	

（注）１．「出題及び採点において、公平を保つことができるような措置」欄には、当該法科大学院を置く大学出身の受験者と他の受験者との間で、公平を保つことができるような措置を記入してください。
２．「他の機関が実施する法律科目試験結果の取扱い」欄は、他の機関が実施する法律科目試験結果の取扱いについて具体的に記入してください。

5. 入学者選抜

（1）入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

	機構使用欄
入学者にはまず、本学大学院法学研究科法曹養成専攻の厳しい教育に耐えうるだけの基礎的学力が求められる。すなわち、すべての入学者は、文章の正確な読解力、理論的な推論、分析、判断を的確に行うことのできる能力、そして、思考のプロセスと結果とを明確に表現する能力を備えていなければならない。さらに、２年短縮型の入学者は、本専攻の１年次に提供される法律基本科目について、すでに基礎的な学識を有していなければならない。 そのような学力に加えて、本専攻は、すべての入学者に、人間という存在への深い関心、人の苦しみに共感しようとする姿勢、および、人々のため、そして社会のために、困難な仕事を遂行しようとする志を有していることを求める。本専攻は、新たな法的問題に果敢にチャレンジする精神を持ち、法曹実務の世界においてリーダーシップを発揮することのできる法曹や、紛争当事者の苦悩を受け止めることのできる豊かな人間性を備え、法曹倫理に富み、公益的業務にも奉仕する法曹の養成を目指すが、本専攻における教育を通して、そうした法曹になる資質を備えた者であるかどうかは、まず入学の時点において、審査されることになる。 さらに、本専攻は、学生層の多様性を確保することを重視する。人間という存在への深い関心や人の苦しみに共感しようとする姿勢は、それぞれに異なる経験を有する学生が、真摯に語り合い、他者の経験を可能な限り共有する努力を共にすることを通して陶冶されると考えられるし、また、法を学ぶ場に多様な経験が持ち込まれることは、本専攻が目指すもう一つの目的である、現にある法を相対化し、批判的に検討することのできる高度の能力を有する法曹の養成にも資すると考えられるからである。	

（2）入学者選抜方法

区分	入学者選抜の実施方法、選考上の考慮要素、配点基準等	機構使用欄
法学未修者	小論文試験（社会一般に関する題材についての論述試験であり、一般的な論理的思考力・論理的な文章を書く能力を試すためのもの）：200点 その他要素（社会人としての経験や法学以外の課程の履修経験及び社会的活動（ボランティア活動など）の経験、公的資格・特技であって、かつ、それが本専攻での学修や将来の法曹としての活躍に役立つもの、入学志望動機、学部又は大学院での成績、外国語の能力などが総合的に考慮される）：40点	
法学既修者	法律科目試験（憲法100点、民法120点、商法（会社法、商法総則）80点、民事訴訟法80点、刑法70点、刑事訴訟法50点）：500点 その他要素（社会人としての経験や法学以外の課程の履修経験及び社会的活動（ボランティア活動など）の経験、公的資格・特技であって、かつ、それが本専攻での学修や将来の法曹としての活躍に役立つもの、入学志望動機、学部又は大学院での成績、外国語の能力などが総合的に考慮される）：40点	

（注）1.　本文書作成年度に実施する入学者選抜について記入してください。
2.　入学者選抜の実施方法、選考上の考慮要素、配点基準等について公開されているものを簡潔に記入してください。

（３）入学者選抜の実施状況

区　　　分	平成31年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	機構使用欄
入 学 定 員	30 （未修:10程度、既修:20程度）	30 （未修:10程度、既修:20程度）	30 （未修:10程度、既修:20程度）	30 （未修:10程度、既修:20程度）	60 （未修:30程度、既修:30程度）	
志 願 者 数	118	78	93	70	116	
受 験 者 数	92	52	74	60	101	
合 格 者 数	46	34	36	40	50	
競 争 倍 率	2.0	1.52	2.05	1.5	2.02	
入 学 者 数	20	17	19	17	17	
入学定員超過率	0.66	0.56	0.63	0.56	0.28	

（注）１.　本文書作成年度を含む過去５年度について、５月１日現在で記入してください。
　　　２.　「入学定員」欄には、法学未修者と法学既修者を分けて募集している場合、入学定員に括弧書きでそれぞれの募集人数を記入してください。（例：入学定員30人（未修：20、既修：10））
　　　３.　「競争倍率」欄には、受験者数を合格者数で割った値を記入してください。
　　　４.　「入学定員超過率」欄には、入学者数を入学定員で割った値を記入してください。
　　　５.　「競争倍率」欄及び「入学定員超過率」欄については、小数点第３位を切り捨ててください。（例：合格者数が90人、受験者数が250人の場合の競争倍率は、250÷90＝2.777･･･≒『2.77』となります。）

（４）入学者選抜の改善

	機構使用欄
法務博士（専門職）の学位を有する者（本専攻の修了者を除く）も出願ができるように出願資格の改正を予定している。	

（注）本文書作成年度の５月１日現在における入学者選抜の改善への取組（検討状況含む。）について記入してください。

６. 修了者の進路及び活動状況

（１） 司法試験の合格状況

①解釈指針１－１－２－２（１）関係

司法試験実施年度	受験者数	合格者数	合格率	機構使用欄
令和元年度	※	※	※	
平成30年度	62	11	0.1774	
平成29年度	76	13	0.1710	
平成28年度	84	11	0.1309	
平成27年度	118	22	0.1864	

（注） 1. 年次報告書提出時点では、調査実施年度に実施される司法試験の結果が公表されていないため、機構にて法務省発表資料に基づき評価します。
※印が記入されている箇所が該当しますので記入しないようにしてください。
2. 「受験者数」、「合格者数」欄には、司法試験が実施された各年度における、解釈指針１－１－２－２(1)の状況について記入してください。
3. 「合格率」欄には、「合格者数」を「受験者数」で割った値を記入してください。
なお、端数については、小数点第5位を切り捨ててください。(例：合格者数が13人、受験者数が74人の場合には、13÷74＝0.17567・・・≒『0.1756』となります。)

②解釈指針１－１－２－２（２）関係

修了年度	修了者数	合格者数						合格率	機構使用欄
		司法試験実施年度							
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	計		
平成30年度	14					※	※		
平成29年度	16				1	※	※		
平成28年度	16			1	3	※	※		
平成27年度	27		1	2	5	※	※		
平成26年度	30	4	4	7	2	※	※	※	

（注）１．　年次報告書提出時点では、調査実施年度に実施される司法試験の結果が公表されていないため、機構にて法務省発表資料に基づき評価します。
※印が記入されている箇所が該当しますので記入しないようにしてください。
２．　「修了者数」欄には、司法試験を受験しなかった者を含めて、当該年度に修了した者の人数を記入してください。
３．　「合格者数」欄には、各修了年度における修了者のうち、司法試験に合格した者の人数を記入してください。
４．　「合格率」欄には、「合格者数」を「受験者数」で割った値を記入してください。
なお、端数については、小数点第5位を切り捨ててください。（例：合格者数が13人、受験者数が74人の場合には、13÷74＝0.17567･･･≒『0.1756』となります。）

（２）法学未修者

区　　分	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度	機構使用欄
標準修業年限での修了者数	2	0	2	8	11	
修了率	0.28	0	0.28	0.42	0.40	
特徴的な進路				企業法務　１名	地方公務員　１名	

（３）法学既修者

区　　分	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度	機構使用欄
標準修業年限での修了者数	4	6	5	7	15	
修了率	0.57	0.6	0.5	0.87	0.57	
特徴的な進路					地方公務員　１名	

（注）１.　「標準修業年限での修了者数」欄については、本文書作成前年度を含む過去５年度について、５月１日現在で記入してください。なお、長期履修制度を利用して修了した者は含めないでください。

２.　「修了率」欄には、「標準修業年限での修了者数」を当該学年の入学者数で割った値を記入してください。なお、端数については、小数点第3位を切り捨ててください。（例：修了者数が38人、入学者数が41人の場合には、38÷41＝0.9268・・・≒『0.92』となります。）

３.　「特徴的な進路」欄には、法曹三者以外に、国家・地方公務員、企業法務関係等、修了者の進路で特徴的なものがあれば、把握できている範囲で、それらの進路ごとにその人数を記入してください。

7. 自己点検及び評価

（１）自己点検及び評価の体制

		機構使用欄
担当組織	自己評価委員会	
評価項目	教育課程の編成、成績評価の状況、入学者選抜の状況、学生の在籍状況、専任教員の教育上の指導能力及び配置の状況、並びに修了者の進路及び活動状況について適切な項目	
自己点検・評価書の公表年・月	平成29年３月	
自己点検・評価書の公表方法	本専攻ウェブサイトに掲載	

（注） 1.　担当組織及び評価項目については、本文書作成年度の5月１日現在の、自己点検及び評価の実施体制及び評価項目を記入してください。
2.　「自己点検・評価書の公表年月」については、作成・公表された直近の自己点検・評価書の公表年・月（表紙等に記載の上梓日等）を記入してください。

（２）自己点検及び評価に基づく改善

自己点検及び評価の結果	改善の事例	備　考	機構使用欄
法学未修者に対する法律基本科目の提供が十分であるかについて検討の余地がある。	平成29年度から、憲法及び民法に関して、３単位分の配当科目の増加を行っている。		
設備の利用時間の延長について、一部の学生から要望がある。	平成29年５月より、自習室の利用可能時間が原則午前８時からであったところ、原則午前７時からに変更した。		

（注）１.　各欄については、本文書作成年度の5月１日現在で、本評価実施後に、法科大学院における自己点検及び評価の結果に基づいて実施した改善の事例について記入してください。
　　　２.　本文書作成年度の５月１日現在において、検討中であり、未だ改善の途上にある事項については、現在の状況を「改善の事例」欄に記入し、「備考」欄に今後の見通し等についても記入してください。

改善すべき点の対応状況

章	改善すべき点	対応状況	備考	機構使用欄
2	平成28年度以前のカリキュラムと平成29年度以降のカリキュラムとの読替に当たり、一部の授業科目について実際に履修した授業時間によることなく読替後の単位相当分を認定することとされており、過少に単位を認定する取扱いが行われていることから、実際に履修した授業時間に応じた単位を認定するための措置を講じる必要がある。	《令和元年度》 同じことを繰り返さないように、専攻会議で問題意識の共有を図った。		
3	平成28年度以前のカリキュラムと平成29年度以降のカリキュラムとの読替に当たり、一部の授業科目について実際に履修した授業時間によることなく読替後の単位相当分を履修登録単位数に算入することとされており、過少に算入されていることから、実際に履修した授業時間に応じた単位数を算入するよう改善を図る必要がある。	《令和元年度》 同じことを繰り返さないように、専攻会議で問題意識の共有を図った。		
3	集中講義について、１授業科目において講義日から試験日までの期間を１週間以上空けるものとする当該法科大学院の方針に反していることから、授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が確保されるよう改善を図る必要がある。	《令和元年度》 同じことを繰り返さないように、専攻会議で問題意識の共有を図った。		
4	相対評価とする場合の各ランクの分布の在り方に関する法科大学院としての一般的な方針が学生に周知されていないため、学生に周知するよう改善を図る必要がある。	《令和元年度》 相対評価に係る成績評価基準を便覧等によって学生に周知することとした。		
4	１授業科目において、平常点の成績が一律満点となっているため、成績評価の在り方について、全教員に周知徹底する必要がある。	《令和元年度》 資料を配布し、周知徹底を図った。		

4	１授業科目において、シラバスに記載されている成績評価の考慮要素の割合とは異なり、100 点を超え得るものとして成績評価が行われているため、成績評価の在り方について、全教員に周知徹底する必要がある。	《令和元年度》 同じことを繰り返さないように、専攻会議で問題意識の共有を図った。		
4	成績評価に関するデータが一部の兼任教員に共有されていないため、成績評価に関するデータの共有について検討・改善を図る必要がある。	《令和元年度》 非常勤講師である兼任教員に対して、成績評価の際に、前年度における全開講科目の成績評価に関するデータを提示することとした。		
4	１授業科目において、試験日の後に最終講義日が設定されているため、講評を行う場合は講義日とは別に設けるなど、講義日と試験日の設定が適切となるよう改善を図る必要がある。	《令和元年度》 同じことを繰り返さないように、専攻会議で問題意識の共有を図った。		
4	一部の授業科目において、期末試験において解答に当たり前提となる条件が問題文中に十分に明記されていないものがあること、また、授業で十分に取り上げていない知識を前提に出題されているものがあることから、講義の理解度を確認するための問題として適切ではない内容が出題されているため、出題に関するチェック体制を設けるなどの組織的な措置を講じる必要がある。	《令和元年度》 同じことを繰り返さないように、専攻会議で問題意識の共有を図った。		

4	絶対評価について、各ランクの成績評価基準について教員への共有が十分でなく、各授業科目に対し求められる最小限度の到達度にどのような評点を与えるかなど、評価の尺度が共有されておらず、教員間において評価の尺度にばらつきがあることや、個々の授業科目ごとの絶対評価の基準を学生に対して事前に周知するなどの措置が組織全体として講じられていないことから、組織全体としてさらなる検討・改善を図る必要がある。	《令和元年度》 平成30年度後期以降、実際の成績評価分布状況を専攻会議で検証しながら、検討を継続している。	既にFD集会等で検討を開始しているが、さらに専攻内部 において、場合によっては外部委員等の意見を聴取しつつ、継続的に検討を深める こととしている。	
6	平成28年度及び平成30年度において入学者選抜における競争倍率が２倍を下回っていることから、実効的な改善措置を講じる必要がある。	《令和元年度》 入試選抜方法について、複数回実施するかどうかを含めて、総合的に検討している。		

（注）１．　「改善すべき点」欄は、評価実施時に「改善すべき点」として指摘された事項ごとに欄を区切り、第１章から第11章の順に記入してください。
２．　「対応状況」欄については、評価実施時からの対応状況を古いものから順に記入してください。
３．　未対応の事項について対応計画等があれば、「備考」欄に記入してください。